

発電設備の費用等について 定期報告が必要です。

**発電設備費用の定期報告の提出は
認定基準として義務付けられています。**

FIT/FIP認定を受けた事業については、再エネ特措法上の認定基準*として、以下の定期報告を、経済産業大臣宛に行うことが必要です。

- ・発電設備の設置に要した費用等の**設置費用報告**（発電設備の増設に要した費用等の**増設費用報告**）
- ・発電設備の年間の運転に要した費用等の**運転費用報告**

*再エネ特措法施行規則第5条第1項第6号及び第7号



報告対象者

発電設備の分類		報告形態	
		設置費用報告 (増設費用報告)	運転費用報告
太陽光 発電設備	10kW未満 の設備*	必要 (増設費用報告は不要)	経済産業大臣が 求めた場合は 必要 (対象者には別途案内)
	10kW以上 の設備	必要	
太陽光以外の発電設備		必要	

※特例太陽光発電設備(設備IDの頭文字がF)は、設置費用報告、運転費用報告とも不要
※10kW未満の設備であっても、増設により10kW以上の設備となった場合、増設費用報告が必要

報告時期

以下の時期に報告が必要です。

- ・発電設備が運転開始した日から1ヶ月以内に、設置費用報告（増設した場合は、増設した日から1ヶ月以内に、増設費用報告）
- ・発電設備が運転開始した月またはその翌月に毎年1回、運転費用報告

【報告期限の例】 運転開始年月日が2026年5月1日の場合



報告方法

● 太陽光の場合

経済産業省委託の代行申請機関*1が、「再生可能エネルギー電子申請HP*2」を通じて各発電事業者からの報告を受け付けます。その後、代行申請機関が経済産業大臣に対して報告を行い、不備がなければ報告が完了します。

発電事業者

↓ 「再生可能エネルギー電子申請 HP」を通じて報告

代行申請機関

↓ 代行報告

経済産業大臣

● 太陽光以外の場合

発電事業者は、「再生可能エネルギー電子申請HP」を通じて経済産業大臣に対して報告を行い、不備がなければ報告が完了します。

発電事業者

↓ 「再生可能エネルギー電子申請 HP」を通じて報告

経済産業大臣

再生可能エネルギー

電子申請で
報告できない
場合は…



経済産業省資源エネルギー庁のウェブサイトから様式をダウンロード・印刷し、必要事項を記入のうえ、太陽光発電設備の場合は代行申請機関へ、太陽光以外の発電設備の場合は各経済産業局宛てに郵送してください。



報告方法の詳細は
こちらをご確認ください。

※1 一般社団法人 太陽光発電協会 JPEA 代行申請センター (JP-AC)

※2 定期報告については、認定事業者・登録者（代行事業者）とも報告を行うことが可能です。

報告内容

設置費用報告では、設備設置に要した費用や設置の状況等を報告します。

運転費用報告では、設備の運転に要した費用や年間の発電量等を報告します。

各報告の提出に当たっては、注記も参考にしながら、必要な全ての報告内容について、正確に報告を行ってください。

〈報告内容の例〉

【設置費用報告】

- ・設備設置に要した費用(設備費・工事費等)
- ・設置の状況(設置形態・所有形態・運転開始日等)
- ・柵塀等及び標識の設置状況
- ・連絡先 等

【運転費用報告】

- ・設備の運転・維持に要した費用
- ・設置の状況
- ・運転実績(年間の発電量・売電量等)
- ・メンテナンス実施内容
- ・連絡先 等

2025年度からの追加・変更

●委託先への監督状況等 (全電源)

委託先への監督義務*の遵守を実効性あるものとするため、「委託に係る事項」として、委託先への監督状況等を報告する必要があります。

※再エネ特措法第10条の3第2項

報告内容の例

- ・委託先の情報
- ・委託契約の内容
- ・委託先への監督状況 等



●メンテナンス実施内容 (10kW以上の太陽光発電設備)

従来から報告が必要な「メンテナンス実施内容」*について、具体的な点検項目等の一例を示した「別添(参考)」シートを追加し、精緻化しています。認定事業者は、同シートの内容も参考に日常点検やその他自主点検を行い、その結果を報告する必要があります。

※運転費用報告のみ記載

報告内容の例

- ・点検対象
- ・点検項目
- ・点検方法
- ・点検周期 等



●調達期間・交付期間終了後の事業計画の概要 (10kW以上の太陽光発電設備)

太陽光発電の長期安定電源化の観点から、「調達期間・交付期間終了後の計画」*について、計画の立案状況や計画の概要(事業の譲渡希望の有無等)を報告する必要があります。

※運転費用報告のみ記載

報告内容の例

- ・計画の立案状況
- ・計画の概要(事業継続見込み、事業譲渡希望の有無等)



2026年度からの追加・変更

●自家消費動向の概要 (住宅用太陽光発電・事業用屋根設置太陽光発電)

住宅用太陽光発電・事業用屋根設置太陽光発電へのFIT/FIP制度による支援が自家消費の動向に与える影響を把握する観点から、設置状況や電気料金プランについて報告する必要があります。

報告内容の例

- ・設備設置建物の情報(新築/既築)
- ・自家発電設備等の設置状況・設置年度
- ・契約中の電気料金プラン




定期報告を行わないと…

FIT/FIP認定事業者には、認定基準として定期報告の提出が義務付けられているため、確実なご対応をお願いいたします。
ご提出いただけない場合、経済産業大臣による指導、交付金一時停止措置、認定取消し等の対象となる場合があります。

